

○常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成29年3月17日

規則第7号

改正 平成30年12月28日規則第16号

常総市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年常総市規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び常総市空家等対策の推進に関する条例（平成29年常総市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（空家等調査台帳）

第2条 市長は、法第9条第1項の規定により空家等の調査を行ったときは、当該空家等について、空家等調査台帳（様式第1号）を作成するものとする。

2 前項の空家等調査台帳は、同項の規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成することができる。

（立入調査の通知又は公告）

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第2号）を交付することにより行うものとする。

2 条例第8条の規定による公告は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 空家等の所在地及び用途等
- (2) 立入調査を行おうとする日時
- (3) 立入調査の趣旨及び内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

3 前項の公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 常総市公告式条例(昭和39年水海道市条例第33号)第2条第2項に規定する掲示場(以下「掲示場」という。)への掲示
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法
(身分を示す証明書)

第4条 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第3号)とする。

(助言及び指導)

第5条 法第14条第1項の規定による助言は、口頭により行うものとする。ただし、必要に応じて、書面を交付することにより行うことを妨げない。

- 2 法第14条第1項の規定による指導は、指導書(様式第4号)を交付することにより行うものとする。

(勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)を交付することにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、勧告に付す履行期限は、30日とする。ただし、当該勧告に係る特定空家等の状態に応じ、これを短縮し、又は延長することができる。

(命令)

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(様式第6号)を交付することにより行うものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の命令について準用する。

(意見陳述の機会の付与等)

第8条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第7号)とする。

- 2 前項の通知書の交付を受けた所有者等又はその代理人は、法第14条第4項の意見書を提出しようとするときは、当該交付のあった日の翌日から起算して

1 4日以内に、意見書（様式第8号）により行わなければならない。

3 法第14条第5項の規定による公開による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（様式第9号）を提出することにより行うものとする。

4 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第10号）を交付することにより行うものとし、同項の規定による公告については、第3条第3項の規定を準用する。

（代執行に係る文書）

第9条 法第14条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定による次の各号に掲げる文書は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政代執行法第3条第1項の規定による戒告の文書 戒告書（様式第11号）

(2) 行政代執行法第3条第2項の代執行令書 代執行令書（様式第12号）

(3) 行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票 執行責任者証（様式第13号）

（略式代執行に係る公告）

第10条 法第14条第10項後段の規定による公告は、掲示場へ掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に掲載することにより行うものとする。ただし、市長が相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市の広報紙及びホームページへの掲載によって行うことができる。

2 第6条第2項の規定は、法第14条第10項後段の規定により定める相当の期限について準用する。

（命令に係る公示）

第11条 法第14条第11項の標識の設置は、当該標識に明示する命令に係る特定空家等の敷地内であって、敷地外の周辺から見やすい位置に特定空家等に対する措置命令に関する標識（様式第14号）を掲げることにより行うものとする。

2 第3条第3項の規定は、法第14条第11項の規定による標識の設置以外の公示について準用する。

(協議会の会長)

第12条 常総市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に協議会の委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第14条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、空家等の対策を所管する課において処理する。

(危険回避措置に関する同意)

第16条 条例第9条第1項の規定による所有者等の同意は、同意書（様式第15号）によるものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

様式第1号（第2条関係）

空家等調査台帳

整理番号

| | | | |
|------|--------------|---|-------------------------|
| 所在地 | | | |
| 通報者 | (ふりがな) 氏名 | ----- | 通 報 日 年 月 日 |
| | 住 所 | | 電話 |
| 通報内容 | | ----- ----- ----- (空家等と通報者との関係) | |
| 所有者 | (ふりがな) 氏名 | ----- | 生 年 月 日 年 月 日 |
| | 住 所 | | 電話 |
| 管理者 | (ふりがな) 氏名 | ----- | 生 年 月 日 年 月 日 |
| | 住 所 | | 電話 |
| 実態調査 | 1 | 調査日 | 年 月 日 (時 分から 時 分まで) |
| | | 調査結果 | 対象外・助言・指導・勧告・命令・その他 () |
| | | 空家等の状況 | ----- ----- ----- |
| | | 調査者 | 職名 |
| | 2 | 調査日 | 年 月 日 (時 分から 時 分まで) |
| | | 調査結果 | 対象外・助言・指導・勧告・命令・その他 () |
| | | 空家等の状況 | ----- ----- ----- |
| | | 調査者 | 職名 |

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

| | | | | |
|---------------|-------------------|----|--|--|
| 対象となる 空家等 | 所在地 | | | |
| | 用途等 | | | |
| | 所有者 | 住所 | | |
| | | 氏名 | | |
| 調査の日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分から | | | |
| 調査の趣旨 及び内容 | | | | |
| 問合せ先 | | | | |

常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

様式第3号（第4条関係）

（表）

| | | |
|--|------|-----|
| 立入調査員証 | | 第 号 |
| (写真貼付) | 所 属 | |
| | 職 名 | |
| | 氏 名 | |
| | 生年月日 | |
| 上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証する。 | | |
| 年 月 日発行(年 月 日まで有効) | | |
| 常総市長 | | 印 |

（裏）

| |
|---|
| 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第9条（略） |
| 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 |
| 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 |
| 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 |
| 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |

常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

指 導 書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、同法第14条第1項の規定に基づき、次のとおり期限までに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう指導します。

| | | | |
|----------------|---------|----|--|
| 対象となる 特定空家等 | 所在地 | | |
| | 用途等 | | |
| | 所有者 | 住所 | |
| 氏名 | | | |
| 措置の内容 | | | |
| 指導に 至った事由 | | | |
| 履行の期限 | 年 月 日まで | | |
| 備 考 | | | |
| 問合せ先 | | | |

常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

勸告書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して必要な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善されていません。

ついては、同法第14条第2項の規定に基づき、次のとおり期限までに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう勸告します。

| | | | | |
|----------------|---------|----|--|--|
| 対象となる 特定空家等 | 所在地 | | | |
| | 用途等 | | | |
| | 所有者 | 住所 | | |
| | | 氏名 | | |
| 措置の内容 | | | | |
| 勸告に至った事由 | | | | |
| 履行の期限 | 年 月 日まで | | | |
| 備考 | | | | |
| 問合せ先 | | | | |

常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

命 令 書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても正当な理由がなくその勧告に係る措置が行われていません。

ついては、同法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり期限までに措置をとることを命令します。

| | | | |
|----------------|---------|----|--|
| 対象となる 特定空家等 | 所在地 | | |
| | 用途等 | | |
| | 所有者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| 措置の内容 | | | |
| 命ずるに至った事由 | | | |
| 履行の期限 | 年 月 日まで | | |
| 教示等 | | | |
| 問合せ先 | | | |

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても正当な理由がなくその勧告に係る措置が行われていません。

このまま当該勧告に係る措置がとられない場合は、同法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり命令することになりますので、あらかじめ通知します。

なお、あなたは、同条第4項の規定に基づき、本件に関して意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知書の交付を受けた日から5日以内に、本職に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができますので、申し添えます。

| | | | |
|-----------------------|---------|----|--|
| 対象となる 特定空家等 | 所在地 | | |
| | 用途等 | | |
| | 所有者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| 命じようとする 措置の内容 | | | |
| 命ずるに至った事由 | | | |
| 意見書の提出期限 | 年 月 日まで | | |
| 意見書の提出先及び 意見聴取の請求先 | | | |

常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

常総市長 殿

提出者 住 所

氏 名

印

電話番号

意 見 書

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

| | |
|----------------|--|
| 特定空家等の所在地 | |
| 意 見 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 証拠の提出 (有・無) | |

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載して本書に添付してください。

2 代理人が本書を提出しようとする場合は、意見の陳述に関して当該代理人に委任する旨を明示した書面を本書に添付してください。

3 自己に有利な証拠があるときは、「証拠の提出」の欄にその名称を記載した上で、本書の提出に併せて当該証拠を提出してください。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

常総市長 殿

請求者 住 所

氏 名

印

電話番号

意見聴取請求書

私が所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定により交付された命令に係る事前の通知書に対し、同条第5項の規定に基づき、次のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

| | | |
|-----------------------|-------|--|
| 通知書の交付を受けた年月日 | 年 月 日 | |
| 特定空家等の所在地 | | |
| 請求者とともに意見聴取に出席しようとする者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 備考 | | |

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載して本書に添付してください。

2 代理人を意見の聴取に出席させようとする場合は、意見の聴取に関する一切の行為をすることを当該代理人に委任する旨を明示した書面を本書に添付してください。

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

意見聴取通知書

年 月 日付で請求のあった空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項の規定による公開による意見の聴取を次のとおり行いますので、同条第7項の規定により通知します。

| | | | |
|------------------|-------------------|----|--|
| 対象となる 特定空家等 | 所在地 | | |
| | 用途等 | | |
| | 所有者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| 命じようとする 措置の内容 | | | |
| 意見聴取の期日 | 年 月 日 午前・午後 時 分から | | |
| 意見聴取の場所 | | | |
| 問合せ先 | | | |

様式第11号（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

戒 告 書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき、年 月 日付け第 号により措置をとることを命令しましたが、その命令に従った措置が行われていません。

よって、当該措置を次に掲げる期限までに履行しない場合は、同条第9項の規定による行政代執行法第2条の規定に基づき、常総市又は常総市の委任を受けた者が当該措置を代執行しますので、同法第3条第1項の規定によりあらかじめ戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、同法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

| | | | |
|----------------|---------|----|--|
| 対象となる 特定空家等 | 所在地 | | |
| | 用途等 | | |
| | 所有者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| 措置の内容 | | | |
| 履行の期限 | 年 月 日まで | | |
| 教 示 | | | |
| 問 合 せ 先 | | | |

常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

様式第12号（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

代 執 行 令 書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等について、 年 月 日
付け 第 号により戒告しましたが、指定の期限までに義務が履行され
なかったため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基
づき、行政代執行法第2条の規定による代執行をしますので、同法第3条第2項
の規定により次のとおり通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、同法第5条の規定によりあなたから徴収
します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、
その責任を負わないことを申し添えます。

| | |
|----------------------------|---|
| 特定空家等の 所 在 地 | |
| 代執行の内容 | |
| 代執行の時期 | |
| 執行責任者 | |
| 代 執 行 に 要する費用の 概算見積額 | 円 (この金額は、概算による見積額であり、実際に要した費用の額 を後日通知するので、その際に交付される納付書により指定の期 日までに納付すること。) |
| 教 示 | |

様式第13号（第9条関係）

（表）

| | |
|--------------------------------|-----|
| 執行責任者証 | 第 号 |
| 職名及び氏名 | |
| 上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。 | |
| 年 月 日 | |
| 常総市長 | 印 |
| 1 代執行をなすべき事項 | |
| 2 代執行をなすべき時期 | |

（裏）

| |
|---|
| 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第14条 (以上略) |
| 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 |
| 10～15 (略) |
| 行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋) 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。 |

様式第14号（第11条関係）

特定空家等に対する措置命令に関する標識

次の特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対し、期限までに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう命ぜられています。

常総市長

| | | |
|------------------------|-----------|--|
| 命 令 日 | 年 月 日 第 号 | |
| 所 有 者 等 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 対 象 と な る 特 定 空 家 等 | 所 在 地 | |
| | 用 途 等 | |
| 措 置 の 内 容 | | |
| 命 ず る に 至 っ た 事 由 | | |
| 履 行 の 期 限 | 年 月 日 まで | |
| 問 合 せ 先 | | |

常総市空家等対策の推進に関する条例施行規則

様式第15号（第16条関係）

年 月 日

常総市長 殿

所有者等 住 所

氏 名

印

電話番号

同 意 書

常総市空家等対策の推進に関する条例第9条第1項の規定に基づき、私が所有し、又は管理する特定空家等を常総市が次のとおり措置すること及びその措置に要した費用を私が負担することについて同意します。

| | | | |
|------------------------|--|----|--|
| 対象となる 特定空家等 | 所在地 | | |
| | 用途等 | | |
| | 所有者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| 措置の概要 | | | |
| 措置の 実施時期 | | | |
| 措置に要す る費用の 概算見積額 | 円 | | |
| | （この金額は概算による見積額であり、実際に要した費用の額を指定された期限までに納付します。） | | |
| 備 考 | | | |

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第9条関係）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号（第11条関係）

様式第15号（第16条関係）